

第25回千葉海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和5年12月15日（金） 午後3時から
- 2 場 所 水産会館 6階 会議室
- 3 出席者
委 員 石井 春人、鈴木 直一、清水 正夫、黒沼 吉弘、本田 直久、
滝口 宜彦、江野澤 均、佐久間 國治、平島 孝一郎、佐藤 光男、
松本 めい子、鈴木 正男、小栗山 喜一郎、坂本 雅信、和田 一夫
専 門 委 員 北澤 直諒、齋藤 御津久、嶋津 圭一
水 産 課 石黒課長
篠原漁船漁業班長、植木副主査
漁業資源課 宮嶋課長
藤元資源管理班長、五味副主査、武田副主査
水産事務所 銚子：小舟所長、高橋技師
館山：山田所長、永山課長
勝浦：原所長
水産総合研究センター
尾崎資源研究室長
事 務 局 玉井副技監、川合主査
- 4 議事事項
 - (1) 小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
 - (2) 千葉県資源管理方針の変更（特定水産資源以外の水産資源の追加等）について（諮問）
 - (3) 特定水産資源（さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）
 - (4) くろまぐろ（小型魚）の県内融通の促進に向けた追加配分の取扱いについて（協議）
 - (5) その他

5 審議経過

【玉井副技監】

定刻となりましたので、ただいまから第25回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。それでは、石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には、年末の御多忙の中、第25回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

今年、委員の皆様には漁業権の一斉切替をはじめ、漁獲可能量の設定、各種漁業の制限措置や許可方針、委員会指示の発出のほか、千葉・茨城連合海区協議会での入会操業に係る調整等、重要な案件につきまして活発に御審議いただきました。ここに改めて御礼申し上げます。

今後も、それぞれの漁業において円満な操業と水産資源の維持・増大が図られるよう祈念するとともに、時化の多い時期ですので、操業の安全に十分御留意いただきたいと思います。

本日の議案は「手繰第3種漁業の制限措置等」、「千葉県資源管理方針の変更」、「さんまなどに関する漁獲可能量の当初配分案」、「くろまぐろ（小型魚）の追加配分の取扱い」がございます。いずれも重要案件ですので、委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

【玉井副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。黒沼委員が少し遅れているということですが、そのほかの委員におかれましては全員出席ということで、委員定数15名のうち、現在14名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、専門委員の田邊委員から出席できない旨連絡がございました。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により、石井会長をお願いいたします。

【石井会長】

それでは、議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。本田委員と坂本委員にお願いいたします。

続いて、議題に入ります。第1号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いします。

【川合主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。どうぞ。

【篠原班長】

説明概要：平成19年度以降アサリの外敵生物であるツメタガイの採捕を目的に、東京内湾の共同漁業権漁場を操業区域として許可されてきた手繰第3種漁業について、制限措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。何かございませんか。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

すいません、遅れてきて質問させてもらいます。

確認までに教えていただきたいんですけども、許可方針の諮問に関しては、資料でいうと6ページの最初に書いてある、操業区域6に関しては範囲には入っていないと

いうふうに考えてよろしいのでしょうか。これも手繰第3種だっと思いますので、よろしくをお願いします。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【篠原班長】

ただいまの御質問で、許可方針の6ページの操業区域のところだと思うんですけども、今回いわゆる操業区域5-2、下線の引いてあるところですけども、こちらの区域の制限措置等を定めるものになります。操業区域6ではないです。

【黒沼委員】

分かりました。ありがとうございます。

【石井会長】

そのほかに何か御質問等。和田委員、どうぞ。

【和田委員】

制限措置で、6で漁業時期が周年になっていて、許可の期間が短いっていうのはどういうことですか。

【石井会長】

水産課、どうぞ。

【篠原班長】

漁業時期としては周年という形なんですけど、ただ、許可の有効期間で短く定めている形になっております。

【石井会長】

和田委員、どうぞ。

【和田委員】

普通は逆じゃないですか。制限で時期を短くするのではないですか。許可は周年で、制限で期間を短くするというなら分かるけれども、逆じゃないかと思うんですが。

【石井会長】

水産課、どうぞ。

【篠原班長】

確かにそういった考えもあるかもしれないですけども、この許可についてはツメタガイの駆除ということで、ノリの影響がないような形で4月から9月までの許可となっておりますけれども、例えばほかの目的で何らかの許可をするですとか、そういった可能性もあるというところで、現行の制限措置としてはこのようなスタイルで定めさせていただいております。

【石井会長】

和田委員。

【和田委員】

普通は制限であれするものだと思っているから。

【石井会長】

その辺りでよろしくをお願いします。いいですか。

そのほかに何か御質問等ございましたら。佐久間委員、どうぞ。

【佐久間委員】

ちょっとお聞きしたいんですけども、3ページで船舶の総トン数15トン未満とありますよね。推進機関の馬力数が25馬力以下とあって、それで6ページの上段のイにトン数と馬力が細かく書かれているんですが、これはどういうわけですか。

【石井会長】

水産課、よろしくお願いします。

【篠原班長】

6ページの一番上の（ア）、（イ）、（ウ）のところよろしいですかね。

【佐久間委員】

はい。

【篠原班長】

それに関しては、いわゆる操業区域6ということで、九十九里地域のトン数の定めがこちらには記載しております。

今回諮問させていただく、東京内湾の漁業権漁場内における許可については、表のほうの船舶の総トン数で、手繰第3種漁業の操業区域5-2というところなんですけれども、この左側に15トン未満と記載されていると思うんですが、こちらに基づいて定めさせていただいております。

【石井会長】

佐久間委員。

【佐久間委員】

分かりました。

【石井会長】

そのほかに何か御意見、御質問ございませんか。

意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件は公示をする必要がございますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第2号議案「千葉県資源管理方針の変更（特定水産資源以外の水産資源の追加等）」について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

【川合主査】

(朗読)

【石井会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いいたします。どうぞ。

【藤元班長】

説明概要：当該方針について、資源評価に係る情報が整ったことを踏まえ、「とらふぐ千葉県海域の資源管理方針」を一部見直したこと、及び新たに「さより東京湾海域の資源管理方針」を追加することについて、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

大変詳細な御説明をありがとうございます。トラフグについてもサヨリについても、資源評価をして、こういう形で資源管理協定のほうに持っていくというのは、大変な御苦勞がおありではないかと思うんですが、一つ確認というか教えていただきたいんですが、トラフグにしてもサヨリにしても、例えば東京湾の関係で、東京都と神奈川県の間とも関係が出てくるのではないかなと思うんですが、これは千葉県の中での話をまとめられているというのはよく分かるんですが、資源はやはりつながっている部分がありますので、それをどういうふうにお考えになっているのか教えてください。

【石井会長】

資源課、お願いします。

【藤元班長】

資源課、藤元です。東京湾の中の他県との情報の共有なんですけれども、こちらについては国のほうでも情報を集めているところがございますので、その情報を参考にしながら、必要があれば連携するとか、対応について検討してまいりたいと考えております。以上です。

【石井会長】

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ということは、現段階では一都二県での対応ということは、動いていないと考えてよろしいですね。国もそういうふうに見ていることは見ているんだけどということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【石井会長】

水産総合研究センター、お願いします。

【尾崎室長】

水産総合研究センターです。

東京湾の資源といたしまして、トラフグにつきましては神奈川県、または国の水研機構さんと共同で資源の研究をしているところでございます。

神奈川以北、東北、太平洋側の各県で一つのグループをつくって、資源のつながりがどのようなものであるかという研究が新たに立ち上がるところでございます。以上です。

【石井会長】

黒沼委員、よろしいですか。

【黒沼委員】

よろしく申し上げます。

【石井会長】

そのほか何か御意見、御質問等ございませんか。よろしいですか。

御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「千葉県資源管理方針の変更（特定水産資源以外の水産資源の追加等）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件は公示をする必要がございますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第3号議案「特定水産資源（さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

【川合主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いいたします。どうぞ。

【藤元班長】

説明概要：漁獲可能量によって管理している、さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群について、令和6管理年度の漁獲可能量の当初配分案（現行水準）を諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。何かございませんか。よろしいですか。

清水さん。

【清水代理】

確認をしたいんですけども、22ページの表の実績というのは、知事管理区分だけじゃなくて大臣の部分も入っているということでもいいんですね。

【石井会長】

資源課、どうぞ。

【藤元班長】

漁業資源課です。こちらの数字は知事管理区分の数字だけになります。

【清水代理】

実績がですか。

【藤元班長】

はい。そうです。

【清水代理】

そうですか。分かりました。

【石井会長】

ほかに何か御意見、御質問等ございましたら。

御意見も特にほかにございませぬようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第3号議案「特定水産資源（さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第3号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第4号議案「くろまぐろ（小型魚）の県内融通の促進に向けた追加配分の取扱いについて（協議）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

【川合主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いいたします。

【藤元班長】

説明概要：漁獲可能量によって管理しているクロマグロの県内融通を促進し、消化率を向上させるための当該取扱いについて、従前どおりの内容で協議するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。2つほど確認で教えていただきたいんですが、これは令和6管理年度までの間の1つの試行的なやり方であるということだと思んですけども、最初にお聞きしたいのは、令和5管理年度の当初配分量の10%を上限とするという制限をかけているんですが、この10%というのは何に基づいた数字なのかというのを、まず教えてください。

【石井会長】

資源課、よろしく申し上げます。どうぞ。

【藤元班長】

譲渡メリットに上限を設定した理由といたしましては、上限を定めないと、仮にかなりの数量を譲渡した場合に翌年度の配分量が配分メリットにより大きく増加することが想定されます。これが繰り返されると配分量全体のバランスが崩れるおそれがあり、また、譲渡メリットの原資が慢性的に不足することが考えられるということと、御質問にありました10%とした理由は、国のほうでも当初配分量の7%を上限としていているところもあり、本県では運用上の都合を考えて10%といたしました。

【石井会長】

黒沼委員、よろしいですか。

【黒沼委員】

ありがとうございます。もう一つよろしいでしょうか。

【石井会長】

はい。

【黒沼委員】

繰越年度なんですけれども、譲受した側の、これは例えば2.0トン譲受しているわけですが、これが次の年に、極端な言い方をしたら、この1.5トンから2.0トンを引いて0.5トン分を差し引かれるとか、そういうことはお考えにはならなかったということでしょうか。令和6年度の配分量という意味です。よろしくお願いします。

【石井会長】

漁業資源課、お願いします。

【藤元班長】

漁業資源課です。直接差し引くことは考えておりません。

【黒沼委員】

分かりました。ありがとうございます。

【石井会長】

そのほかに御意見、御質問等ございませんか。よろしいですか。

御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第4号議案「くろまぐろ（小型魚）の県内融通の促進に向けた追加配分の取扱いについて（協議）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員により、第4号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、議第(5)のその他ですが、皆様、何かありますか。ございませんか。

特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第5のその他ですが、皆様、何かありますか。よろしいですか。

特になければ、会議次第、第5のその他を終了し、会議次第、第6の事務局連絡事項に移ります。

それでは、事務局からお願いいたします。

【川合主査】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これもちまして、第25回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

午後4時6分 閉会